

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在の一般財団法人B健診センター（以下「法人」という。）に雇用され、医師として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、出張先で自転車ごと側溝に転落して負傷した。請求人は、同日、C病院に受診し、「腎損傷、左大腿部擦過傷、左肩擦過傷等」と診断され、その後複数の医療機関において療養の後、平成○年○月○日、D病院に受診し、「右脛骨骨折、左大腿打撲傷、外傷性脾損傷、外傷性腎損傷」と診断された。
- 3 本件は、請求人が平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間における○日分の療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長が○日分については支給したものの、平成○年○月○日及び平成○年○月○日の○日分については時効により権利が消滅しているとして支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

平成○年○月○日及び平成○年○月○日の請求人の療養補償給付（移送費）を受ける権利が時効により消滅しているとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人自身が必要事項を全て記載した請求書を法人に提出した日が平成○年○月○日であり、時効完成まで十分に余裕があったことから、時効は中断しており、時効は成立していない旨主張している。

(2) 療養補償給付（移送費）の請求は、必要な事項を記載した請求書を監督署長に提出することにより行われることが定められている（労働者災害補償保険法施行規則第12条の2）が、本件において、監督署長が請求人の請求書を受け付けたのは平成○年○月○日であり、平成○年○月○日及び平成○年○月○日の2日に係る請求人の療養補償給付（移送費）を受ける権利は、2年間と定められている時効期間を徒過していることから、当審査会としても、請求人の同給付を受ける権利は時効により消滅していると判断する。

(3) なお、請求人は、法人に請求書を提出後、約3週間が経過した平成○年○月○日に監督署に請求書が提出されることは、到底想定できなかったこと及び請求人が監督署に直接、請求書を送付することもできたが、慣例により法人経由で提出したことも請求の根拠として主張するが、それらの事情は、時効の進行を妨げるものではない。

また、請求人は、本人がどうすることもできない事情として郵便事情の遅れ等による時効の停止も主張するが、本件において時効が停止する事情は認められず、請求人の上記主張は採用できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。